

## 取 扱 基 準

名 称	新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金
補助区分	運営費補助 ■ 事業費補助 □
補助金の概要	地域コミュニティ協議会の安定した運営を図るため、運営及び活動に要する経費の一部を助成する。
目 標	数値化 □ 非数値化 ■
	地域コミュニティ協議会の運営の支援を図り、各地域のまちづくりを促進する。
	<p>&lt;目標が数値でない場合の評価方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的、主体的に地域課題が解決されているか</li> <li>・ コミュニティ活動の推進が図られているか</li> </ul>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会の運営費及び活動費</li> <li>・ その他市長の認める事業費</li> </ul>
補助額 及びその算定方法 又は補助率	<p>補助額 上限は均等割と世帯割の合計</p> <p>(1) 均等割 1協議会あたり50万円 (但し、2小学校区以上で構成する協議会は70万円)</p> <p>(2) 世帯割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2千世帯未満 20万円</li> <li>・ 2千世帯以上4千世帯未満 40万円</li> <li>・ 4千世帯以上 60万円</li> </ul> <p>※世帯数は年度の初日の属する年の前年の4月1日現在 補助率 対象経費の10/10</p> <p>&lt;補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由&gt; 地域コミュニティ協議会は、財政基盤が弱いことから、安定した運営(事業展開)の確保を図る必要があるため。</p>
開始時期	令和3年 4月 1日
評価の時期	令和5年 9月30日
終 期	令和6年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 地域コミュニティ協議会の運営費の一部は新潟市の補助金に基づくものである旨を表示
	[媒体] 総会資料など
担当部署	西蒲区役所 地域総務課 企画・地域振興グループ 電 話 0256-72-8156 e-mail chiikisomu.nsk@city.niigata.lg.jp